

地域戦略 [基本方針]

〈里地里山保全再生の目標〉

竹林の適正管理による照葉樹林や樹園地の保全

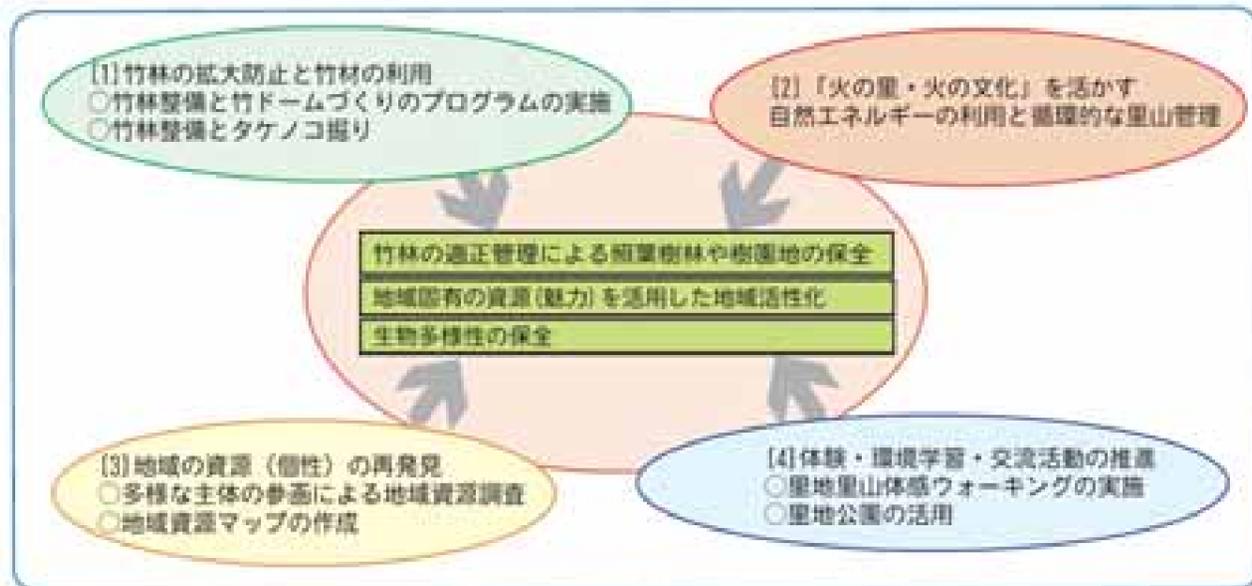
手入れが行き届かなくなった竹林を整備し、良好な竹林をつくるとともに、照葉樹林や樹園地への侵入を抑制して豊かな里地里山環境を守ります。

地域固有の資源(魅力)を活用した活性化

地域を見つめ直し、この地域ならではの自然の恵みや暮らしの知恵や技術、景観などの資源を再発見し、それらを生かした体験・交流活動によって個性と活気のある地域づくりを目指します。

生物多様性の保全

人間の暮らしと結びついた伝統的な方法で照葉樹林等の管理することにより、里地里山の生物の生息環境を保全します。



[2] 「火の里・火の文化」を活かす 自然エネルギーの利用と循環的な里山管理

「火の川」氷川の火の文化を地域の個性とした里山管理を図ります。
○火の文化の再生による自然エネルギーとしての薪炭の利用・食文化の創造
里山から得られる薪や炭を自然エネルギーとして、昔ながらの知恵を活用します。また地域の食材を活用した食文化を活かします。

○火の文化の再生による資源循環的な里山管理
薪炭を得ることを通じ、間伐、下刈り、落ち葉かきなどの里山管理を行い、生物多様性を保ちます。

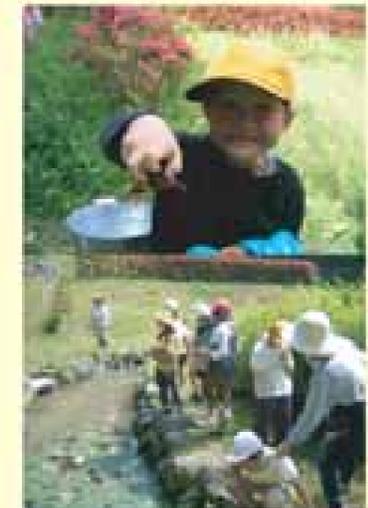


[3] 地域の資源(個性)の再発見

地域の活性化は、地域を見つめ直すことから始まります。足元を見つめ直し、地域にあるものと、地域に培われてきた生活文化を生かした地域づくりを目指します。

○多様な主体の参画による地域資源調査
普段の生活の中にある地域の資源は、外部の人の目を借りることで、再発見することができます。また、これからの里地里山保全や地域づくりには、地域住民と外部の人たちが連携することが鍵になります。そのためには、一番のペースとなる地域を見つめ直す作業を、多様な主体と連携して行うことが重要です。

○地域資源マップの作成
調査で確認した地域の資源を、絵地図などで表現します。絵地図にすることで、いろいろな人が見つけた資源も、皆で共有できます。散策や案内がしやすくなるようなものをめざします。



[1] 竹林の拡大防止と竹材の利用

手入れが行き届かなくなった竹林を整備すれば、周りの照葉樹への侵入や果樹園の侵入が抑えられ、荒廃を防ぐことができます。また、手入れをして日の光の差す竹林にすることで、良質な竹材やタケノコを得ることができます。

○竹林整備と竹ドームづくり・活用
竹ドーム(スター★ドーム)は、野研(九州フィールドワーク研究会)が考案した、誰でもできる、新しい竹の活用法です。立神里地公園でも、伐採してドームを作る活動を行っており、できたドームを直売所などに活用しはじめています。このドームづくりを竹利用活動の一つとし、楽しみながら竹林の整備と竹の活用を進めます。

○竹林整備とタケノコ掘り
竹林では整備するほどおいしいタケノコがとれます。この恵みを頂くことそのものが竹林整備の一環です。タケノコ料理など地域の食文化も取り入れながら、竹林整備を進めます。



[4] 体験・環境学習・交流活動の推進

地域の資源を、体験や環境学習のプログラムとして活用し、その実施を通して、里地里山の保全を推進します。地域内外の人たちが一緒に活動することで交流を促進し、協働による里地里山保全のしくみづくりと活気ある地域づくりを目指します。

○里地里山体感ウォーキングの実施
JR有佐駅を基点とし、地域資源マップを用いてウォーキングを行い、地域の魅力を様々な体験を通して紹介することで、里地里山を保全に関わる人たちのきっかけをつくります。

○里地公園を中心とした環境教育活動の推進
立神里地公園では、この地域の里地里山での昔ながらの暮らし(生活体験、食文化)や自然体験を取り入れた、様々な環境学習・体験活動が行われています。このような先進的な活動をさらに推進していきます。



地域戦略 [予定表]

【基本方針】 竹林の適正管理による照葉樹林や樹園地の保全、地域固有の資源（魅力）を活用した活性化、生物多様性の保全

	取組項目	内容	関係者	スケジュール					
				～H18.9	10～12	1～3	H19	H20	H21以降
[1] 竹林の拡大防止と 竹材の利用	竹林整備	照葉樹林、樹園地等の保全と竹林整備体制の構築と継続的な整備作業の実施。農林水産省「農村景観・自然環境保全再生パイロット事業」の活用による体制づくり。	里山クラブどんごろす まちづくり情報銀行支店 宮原好きネット 保全団体、ボランティア	立神地区での整備作業	竹林管理と竹材回収、保管		整備作業の継続と地域の拡大		
	竹林活用	竹林の適正整備により良質なタケノコづくりを行い、管理と竹林活用の体制を構築する。 竹ドーム（スター・ドーム）等の新たな竹材活用。	地権者、農林家 立神峡公園管理組合 里山クラブどんごろす 宮原好きネット まちづくり株式会社	里地公園でのタケノコ祭りイベント 竹ドーム作成、設置	立神地区での試行 里山フェスタ、ウォーキング等での設置と活用		竹林管理とタケノコ産出のエリア拡大 竹ドーム活用の拡大		
[2] 「火の里・火の文化」 を活かす 自然エネルギーの利用 と循環的な里山管理	薪炭・チップ等の有効活用 と自然エネルギー化、生活 文化の普及啓発	里山管理で出る木材・竹材を薪炭、チップとしてたい肥化や、自然エネルギー活用、その他生活文化資材としての活用を行う。 「熊本県里山林保全活用推進事業」による里山管理と薪炭利用（薪ストーブ等）、本モデル事業でのチップ導入によるチップ化等による体制づくり。	里山クラブどんごろす 立神峡公園管理組合 立神フレッシュ村 まちづくり株式会社 保全団体、ボランティア等	里山暮らしの学校での薪材活用、たい肥化等の検討と実施	里地公園での薪ストーブ導入、薪材活用、保全活動		自然エネルギー活用の拡大		
				立神地区でのチップ作業と竹チップの有効活用試行	竹チップ活用検討、試行	活用の拡大			
[3] 地域の資源（個性）の 再発見	地域資源調査、 地域資源マップづくり	地域の資源を再確認し、問題や課題の整理を行い、地区住民と外部者が共同で課題解決にあたるための「地域を見つめ直す」作業を、順次行う。これをもとに絵地図の作成、地域づくりや里山保全、里地里山体感ウォーキング等に役立てる。	まちづくり情報銀行支店 地区住民 里山クラブどんごろす 宮原好きネット 水川町 保全団体、ボランティア	立神地区試行	手法の検証と候補地選定 立神地区でのフィールドワークと設置		地域資源調査の順次拡大と継続的実施		
[4] 体験・環境学習・ 交流活動の推進	里地公園を軸とした 環境学習	里地公園での里山暮らしの学校を軸とした環境学習プログラムの実施と、水川町各地区への環境学習プログラムの普及。	立神峡公園管理組合 里山クラブどんごろす 水川町 保全団体等				活動の継続と普及啓発活動		
	里地里山体感ウォーキング	JR九州のウォーキングに合わせ、里山フェスタを拡大する形で、里地里山のボランティア体験や環境学習イベントを組み合わせたウォーキングイベントを実施。	まちづくり株式会社 立神峡公園管理組合 JR九州 水川町 ほか		試行		継続実施とモデル化による過年への拡大検討		

地域戦略 [[1]竹林の防止拡大と竹材の利用]

事業名	竹林の拡大防止と竹材の利用					
実施場所	立神峡公園(里地公園)、立神地区、ほか					
実施主体等	地権者、農林家、里山クラブどんごろす、まちづくり情報銀行支店、宮原好きネット、立神峡公園管理組合、まちづくり株式会社、保全団体、ボランティア					
事業目的	照葉樹林、樹園地等の保全と竹林整備体制の構築と継続的な整備作業の実施。 竹林の適正整備により良質なタケノコづくりを行い、管理と竹林活用の体制を構築する。 竹ドーム(スタードーム)等の新たな竹材活用。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●農林水産省「農村景観・自然環境保全再生パイロット事業」の活用による竹林等の伐採、管理を、里山クラブどんごろすおよびまちづくり情報銀行立神支店、宮原好きネット、ボランティア等により行う。 ●立神峡公園(里地公園)内の竹林伐採、管理手法を整理し、普及啓発する。 ●里地公園の環境学習を中心に竹ドームの制作、設置、普及啓発を行う。技術講習を行う。 ●タケノコ掘り体験イベントと保全活動を連携させて試行する。 ●保全活動後の継続体制の構築と、活動地区の拡大を検討、実践する。 					
スケジュール	H18.7～9	10～12	1～3	H19	H20	H21以降
	立神地区での作業	里地公園での作業	立神地区での試行	活動の検証、継続、普及啓発、他地区への拡大	竹林管理とタケノコ掘りのエリア拡大	
	里地公園でのタケノコ掘りイベント	竹ドーム作成	里山フェスタ、ウォーキング等での設置と活用	竹ドーム活用の拡大		
備考	農林水産省「農村景観・自然環境保全再生パイロット事業」は里山クラブどんごろすが申請。					

農村景観・自然環境保全再生パイロット事業(新規) ～NPOの活動の促進～

1. 趣 旨

- (1) 人の心にやすらぎを与える水田、水路、ため池、里山等の農村の原風景は、過去から現在に至るまで、地域の様々な活動により形成され維持されてきたものであり、現在及び将来における国民共通の資産である。こうした農村の原風景を維持し続けていくためには、良好な景観保全に向けた取り組み及び自然再生活動について、地域密着で活動を行っているNPO等に直接支援することが重要である。
- (2) 平成15年1月に自然再生推進法が、平成16年12月に景観法が施行され、農村景観を始め、農村地域の豊かな自然環境の保全、再生等を推進していく必要性も高まっているところであり、平成17年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」においても、良好な景観形成及び農村の豊かな自然環境の保全・再生について、農村の振興に位置づけられたところである。
- (3) また、経済財政諮問会議の「日本21世紀ビジョン」専門調査会報告書において、NPOなど幅広い非政府主体が「公」を担い社会的ニーズに対応すると謳われており、今後は、行政主体のみならず、NPO等市民団体が活動を活性化させることが重要である。
- (4) このため、公募方式によりNPO等が作成した計画案について審査を行い、選定されたNPO等の活動に対し直接支援する「農村景観・自然環境保全再生パイロット事業」を構築し、必要な措置を講じるものである。

2. 事業内容

- (1) 集落の景観保全に向けた以下の取り組みに対する支援
 - ① 良好な景観の保全を促進するための調査研究、活動、研修会
 - ② 活動に必要な資料及び機材 等
- (2) 豊かな生態系・自然環境を復元する以下のような自然再生活動への支援
 - ① モニタリング(生き物調査、水質調査等)の実施
 - ② 消費者及び生産者との連携(ワークショップ、農業体験、実地研修会等)
 - ③ 自然環境保全整備の直営施工(資材の提供等) 等
- (3) 公募方式によるNPO直接支援のためのシステム検討等
 - ① 事業実施主体となるNPO等を審査、選定するシステムについての検討を実施
 - ② 環境に配慮した整備手法に関する情報提供

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：2の(1)(2) NPO法人等
2の(3) (社)農村環境整備センター
- (2) 実施方法：2の(1)(2) 公募方式により実施主体を選定
- (3) 補助率：2の(1)(2) 2分の1以内
2の(3) 定額
- (4) 事業実施期間：平成18年度～平成22年度

4. 平成18年度予算額(平成17年度予算額)

80,000()千円

【担当課：農村振興局地域整備課 中山間整備事業推進室】

農村景観・自然環境保全再生 パイロット事業 ～NPOの活動の促進～

農村の原風景 (イメージ図)

趣旨

○農村の原風景は、過去から現在に至るまで、地域の様々な活動により形成され、維持されてきました。

○この事業は、農村における景観保全活動や自然再生活動を地域密着で行っているNPO等に対し、公募方式により直接支援を行うものです。

活動事例

景観保全活動

自然再生活動

問い合わせ先

都道府県	農林水産部	担当	TEL
北海道	農林部	農林政策課	011-233-3111
青森県	農林部	農林政策課	017-833-1111
岩手県	農林部	農林政策課	019-229-2101
宮城県	農林部	農林政策課	022-251-7271
秋田県	農林部	農林政策課	013-451-9191
山形県	農林部	農林政策課	023-224-4111
福島県	農林部	農林政策課	024-352-3501
茨城県	農林部	農林政策課	029-955-0221

平成18年 6月
農林水産省 農村振興局

事業手続きフロー(イメージ図)

1. 農林水産省(農林部)より公募要項が発表される。

2. NPO等(申請者)が公募要項に基づき申請書を提出する。

3. 農林水産省(農林部)より審査が行われ、採択される。

4. 農林水産省(農林部)より補助金が支払われる。

5. NPO等(申請者)が補助金を活用して活動を行う。

6. 農林水産省(農林部)より活動の進捗が確認される。

7. 農林水産省(農林部)より補助金の残高が確認される。

8. 農林水産省(農林部)より補助金の返還が行われる。

9. 農林水産省(農林部)より補助金の返還が完了する。

助成金の額の算出方法

- 活動に関する経費の算出

助成対象活動に関する経費の算出を行います。
- 無償労務費の計算

算出方法に基づき定められた地域別無償労務費率に活動に要した無償労務費(時間人数)を乗じて、無償労務費を算出します。

〔地域別無償労務費率〕×〔無償労務人数〕×〔活動時間数〕⇒無償労務費
- 比較

1及び2により算出されたA、Bの額について、以下の方法による比較を行います。助成金額を算出します。

 - ①A < Bの場合 → Bに相当する金額
 - ②A > Bの場合 → Aに相当する金額
 - ③A = Bの場合 → Aに相当する金額
- 比較(2)

3で算出された額が150万円を超える場合は、助成金の額は150万円とし、150万円を超えない場合は、3で求めた額を助成金の額とします。

期間

事業の実施については、半年度ごとの採択とします。

「里山クラブどんごろす」では、立神地区が、平成14年に策定された「田園環境整備マスタープラン」に基づき設定された対象エリアであることから、以下の目的の事業を行う。
(助成申請額 150万円)

竹林整備による果樹園の再生

密生した竹林は隣接する果樹園に侵入し、耕作放棄や荒廃の原因となっているため、竹林の間伐を行う。竹林の整備で最も手間がかかるのは、伐採より伐採した材の処理であるため、枝葉や古竹はチップパーで粉砕し、散策路に敷いたり果樹園の抑草防止マルチとして活用(配布または販売)する。適期(11月頃)に伐採したものは、竹ドームなどを作り直売所や収穫祭等の地域のイベントで活用する。整備後に生えるタケノコは、タケノコオーナー制との検討を行う。

古道と周辺の農地・里山の保全

集落の中央には古道があり、この道と山の神を基点に、昔ながらの立神の里地里山環境が保持されている。道は舗装されておらず、周囲にはシイ・カシの大木と、明るい道端に落葉広葉樹も見られ、カブトムシや蝶などの昆虫類が大変多い。周囲には、湧水、水田、畑、果樹園があり、暮らしと自然環境の調和が見られる。この環境を保全するため、担い手の減りつつある畑や果樹園の手入れを、農家と市民が協働して実施する。また、湧水周辺が藪に覆われているため、その藪を払い、水辺、溜め池、水田等を再生する。

里地里山再生に関する研修会またはセミナーの実施

保全活動等に参加する人、特に外部から宮原好きネットが受け入れる大学生インターンなどを主な対象として、里地里山の保全について、座学と実践を交えた研修(又はセミナー、シンポジウム)を実施する。



立神の荒れた竹林の例



保全活動例

地域戦略 [[2] 「火の里・火の文化」を活かす自然エネルギーの利用と循環的な里山管理]

熊本県水とみどりの森づくり税活用事業概要

1 熊本県針広混交林化促進事業

県は、これまで適正な森林整備が行われておらず、今後も行われる見込みのない森林について、森林の持つ公益的機能の維持増進を図るため、強度の間伐を行い、針葉樹と広葉樹が混じり合った針広混交林化への誘導を促進し、多様で健全な森林の育成を行います。

2 熊本県皆伐放棄地対策事業

県は、伐採後に植栽がされず放置された林地のうち、特に下流域の保全を図るうえで重要であり植生回復の見込みのない林地を対象に、広葉樹を主体とした人工植栽を行い、早期に森林へ回復し、森林の持つ公益的機能の確保を図ります。

3 熊本県上下流連携森林整備促進事業

県は、上下流域の市町村や住民団体等が連携協力して森林整備を進め、森林の持つ公益的機能の維持増進を図る活動に支援を行います。

4 熊本県重要水源林等公有化事業

県は、水源かん養機能の持続的な発揮が期待されるが森林のうち、このまま放置すると荒廃のおそれがあり、市町村が早急に公有化をするため、取得する経費について支援を行います。

5 熊本県森林ボランティア活動推進支援事業

県は、県民参加の森づくりの一層の推進を図るため、「森づくりボランティアネット」業務を社団法人熊本県緑化推進委員会に委託し、森林ボランティアに関する情報提供、道具の貸出、施設整備への助成、現地指導、研修会の開催などの森林ボランティア活動への総合的な支援を行います。

6 熊本県里山林保全活用推進事業

県は、未利用のまま放置されている里山林を地域住民等が新たな整備や利用に取り組むことにより、地域の活性化と環境の保全に資する活動に支援を行います。なお、事業を希望する団体等は、里山林保全活用計画書を作成し、地域選定委員会の審査を経た上で事業採択の決定を受けます。また、対象となる森林は、市町村森林整備計画における「水源かん養機能等維持増進森林」又は「環境保全機能等維持増進森林」のうち、集落周辺にあって、かつて人の手が加わり維持・保全されてきた森林とし、概ね1ヘクタール以上の規模があることが要件です。

7 熊本県学びの森活動推進事業

県は、森林学習の場として活用できる学校林の整備を進めるとともに、森林環境教育を推進するための環境学習活動へ支援を行います。

8 熊本県立田山森林ミュージアム機能強化事業

県は、立田山憩の森を核とした周辺森林を森林の持つ公益的機能や森林と人との関わりなどについて広く学習できる常設の拠点とし、森林環境教育の場としての機能を強化するために必要な施設の整備や支援体制の確立を図ります。

事業名	薪炭・チップ等の有効活用と自然エネルギー化、生活文化の普及啓発					
実施場所	立神峡公園(里地公園)、立神地区、ほか					
実施主体等	里山クラブどんごろす、立神峡公園管理組合、立神フレッシュ村、まちづくり株式会社、保全体、ボランティア等					
事業目的	里山管理で出る木材・竹材を薪炭、チップとしてたい肥化や、自然エネルギー活用、その他生活文化資材としての活用を行う。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●「熊本県里山林保全活用推進事業」による里山管理(伐採、落ち葉かき等)と薪炭利用(薪ストーブ等)、炭焼き ●本モデル事業でのチップ導入によるチップ化等による体制づくり。 ●里地公園での環境学習プログラムを通じ、里山資材の活用、とりわけ、たい肥化や自然エネルギー化(五右衛門風呂、かまど、薪ストーブ等)など生活文化とのつながりを整理し、普及啓発する。 ●竹などのチップの様々な活用方法を検討、試行し、伐採後に出る竹チップの処理と有効活用についての体制を整える。 					
スケジュール	H18.7~9	10~12	1~3	H19	H20	H21以降
	里山暮らしの学校での資材活用、たい肥化等の検討と実施		里地公園での薪ストーブ導入、資材活用、保全活動		自然エネルギー活用の拡大	
	立神地区でのチップ加工と竹チップの有効活用試行		竹チップ活用検討、試行		活用の拡大	
備考	「熊本県里山林保全活用推進事業」の申請は、立神峡公園管理組合が平成17年度より行っている。					

熊本県里山林保全活用推進事業

未利用のまま放置されている里山林を地域住民等の団体が新たな整備や利用に取り組むことにより、地域の活性化と環境の保全に資する活動に支援を行います。

(1) 里山林保全活用施設整備

団体等が里山林を利用・管理するうえで必要とされる簡易な施設を設置する活動。

< 活動内容と条件 >

[1] 歩道、トイレ、作業小屋、炭窯等の製作・設置。 < 条件 > 自己所有地以外の場合は、協定等を締結していること。

[2] 簡易な施設であること。

< 県の補助 >

[1] 活動する団体等に資材費等の10分の10以内を補助します。

[2] 1箇所当たりの補助金額は、総額100万円を上限とします。

(2) 里山林保全活用活動支援

団体等が里山林の保全整備や利用活動及びこれらに伴う講習会を開催する活動。

< 活動内容と条件 >

[1] 植栽、下刈り、除・間伐、枝払いの切り、雑木整理等。 < 条件 > 自己所有地以外の場合は、協定等が締結されていること。

[2] 木炭・竹炭づくり、タケノコ掘り里山林観察、エコツーリズム、森林セラピー等。 < 条件 > 団体等が主催で開催するもの。

[3] 上記のための講習会等。

< 県の補助 >

[1] 活動する団体等に資材費等の10分の10以内を補助します。

[2] 1箇所当たりの補助金額は、年間30万円を上限とします。

< 募集の締め切り日 >

毎年、5月末日と9月末日の2回を募集の締め切り日とします。

継続の場合は、5月から9月までの毎月末とします。

提出書類については、県庁森林整備課みどり推進室又は各地域振興局林務課にお問い合わせください。

< 事業を実施できる団体等 >

[1] 市町村

[2] NPO

[3] 地域住民団体（地域住民が主体となって構成する非営利団体で、規約等が定められており、総会が開催される団体）

立神峡公園管理組合は、平成17年度より「熊本県里山林保全活用推進事業」の助成を受け、里山での保全活動（間伐、伐採、除伐、落ち葉かき等）と、その伐採枝、竹、落ち葉等をたい肥化、自然エネルギー化する取り組みを環境学習の一環として取り入れている。

今後、薪ストーブの導入、炭焼き小屋の活用などを通して、火を使った生活文化、伝統文化と環境保全の学習プログラムを構築する。

熊本県水とみどりの森づくり税

（平成17年4月1日から導入しました。）

目的	水とみどりの森づくり税は、森林の現状を市民の特権に御理解いただき、森林の持つ水源かん養、山地災害の防止などの公益的機能の維持増進を図るための税です。																				
課税方式	個人住民税及び法人住民税の均等割の超過課税（上乗せ）方式																				
納税義務者	県内に住所がある個人等と事業所等がある法人等で住民税均等割が課税されている方。 ※住民税均等割は、生活保護法による生活扶助を受けている方や前年中の所得が一定額以下の方等は非課税となっていますので、水とみどりの森づくり税も課税されません。																				
税率	個人：年間500円 ※平成17年度から個人住民税均等割額1,000円（標準税率）に上乗せします。 法人：法人住民税均等割（標準税率・年間）の5%相当額 ※平成17年4月1日以後に終了する事業年度等から法人住民税均等割額（標準税率）に上乗せします。																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資本金等の額の区分</th> <th colspan="2">法人住民税均等割額</th> </tr> <tr> <th>標準税率（年間）</th> <th>水とみどりの森づくり税（年間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①50億円超（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び均等割のみを課される公共法人等を除く。②から④までにおいて同じ。）</td> <td>800,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>②10億円超50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>③1億円超10億円以下</td> <td>120,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>④1千万円超1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>⑤上記以外の法人</td> <td>20,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額の区分	法人住民税均等割額		標準税率（年間）	水とみどりの森づくり税（年間）	①50億円超（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び均等割のみを課される公共法人等を除く。②から④までにおいて同じ。）	800,000円	40,000円	②10億円超50億円以下	540,000円	27,000円	③1億円超10億円以下	120,000円	6,000円	④1千万円超1億円以下	50,000円	2,500円	⑤上記以外の法人	20,000円	1,000円
資本金等の額の区分	法人住民税均等割額																				
	標準税率（年間）	水とみどりの森づくり税（年間）																			
①50億円超（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び均等割のみを課される公共法人等を除く。②から④までにおいて同じ。）	800,000円	40,000円																			
②10億円超50億円以下	540,000円	27,000円																			
③1億円超10億円以下	120,000円	6,000円																			
④1千万円超1億円以下	50,000円	2,500円																			
⑤上記以外の法人	20,000円	1,000円																			
納税方法	個人：市町村による普通徴収 給与所得者は事業主による特別徴収 法人：申告納付																				
課税（適用）の時期	個人：平成17年度以後の各年度 法人：平成17年4月1日以後に終了する事業年度等																				
税の使いみち	・経営放棄され荒廃した森林の整備 ・市民参加の森づくりの推進（ボランティア活動の支援、森林環境教育の推進）など																				